

平成27年度

知床・羅臼まちづくり基金

報告書



世界自然遺産の町・知床らうす

北海道羅臼町

社会投資家である寄付者や町内外のみなさまへ

みなさまにおかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、当町のまちづくりに格別のご支援、ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

ここに、知床・羅臼まちづくり基金（以下、基金）の平成27年度事業報告をさせていただきます。

この基金は、渡辺清氏（寄付市場協会【J a D o M a C】会長）のご提案を受けて平成17年6月（北海道で4番目、全国で7番目）に導入いたしました。基金の仕組みは、町が提示した政策メニューの中から寄付者の方々が寄付金で選択することから、選挙に例えて「寄付による投票」と呼ばれています。寄付者の社会的ニーズを寄付金という形で汲み取り、政策に反映させようとするものです。この意味において、寄付者は「もう一人の投票者」であると同時に公益（パブリックベネフィット）を受け取ろうとする「社会投資家」とも言えます。

平成17年7月に世界自然遺産に登録された「知床」に位置する羅臼町では、「知床の自然保護・保全事業」を柱とし、平成24年7月に知床らうす国民健康保健診療所を開所した「医療・保健・福祉のまちづくり推進事業」、北方領土に隣接する町として、未だ進展のない北方領土問題の返還に向けた取り組みを行うための「北方領土返還運動事業」、また平成24年7月には老朽化した中学校の教育環境の整備を目的とした「中学校改築事業」を政策メニューに加えさせていただいたところです。

また、昨年12月からは、「地域資源を活かした活力ある産業のまちに関する事業」、「一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまちに関する事業」、「自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業」、「豊かな心身を育み、明日へとはばたくまちに関する事業」、「持続的な行財政運営ができるまちに関する事業」、「その他目的達成のために町長が必要と認める事業」6つの政策メニューに見直し、当町の特産品などをPRすることを目的とした返礼品制度を導入したところです。

これらの政策メニューに対し多くの賛同を得て、平成27年度の寄付は、41,963,655円となり、知床・羅臼まちづくり基金へは31,031,444円を積み立て、これまでの総額は241,298,305円に達しました。

一方、運用益として357,393円の基金利子が生じており、基金総額では241,655,698円となりました。

地方自治を取り巻く環境は人口減少、超高齢化という課題に直面しており、これを受け、国では「まち、ひと、しごと創生本部」が設置され、各地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会を創生できるよう、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。当町においても「羅臼町総合戦略」（2015年～2019年）に引き続き「第7期羅臼町総合計画」（2016年～2023年）を策定しました。

このまま人口減少が進むと地域産業経済の衰退によって税収減や労働人口の減少、社会保障費の増大などによる行政サービスの低下が懸念されておりますが、羅臼町の発展と町民の幸福に向けたまちづくりを展開していくため、今後も寄付による支え合うまちづくりを目指して行く所存であります。

ご寄付いただいた寄付金は、その目的を達成するために有効に活用させていただき、「世界自然遺産・知床」を保護し、将来を担う次世代に引き継ぐほか、町民が安心して暮らせる地域社会、住民参加の自治体運営を目指して参りたいと考えております。

みなさまにおかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成28年 5月18日

羅臼町長 湊屋 稔

知床・羅臼まちづくり基金状況報告

1 寄付の概況

平成27年度は、総額41,963,655円、延べ1,291件の寄付がありました。

政策メニュー別では「地域資源を活かした活力ある産業のまちに関する事業」が6,649,000円で306件、「一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまちに関する事業」が4,025,001円で221件、「自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業」が15,685,654円で270件、「豊かな心身を育み、明日へとはばたくまちに関する事業」が4,710,000円で95件、「持続的な行財政運営ができるまちに関する事業」が420,000円で32件、「その他目的達成のために町長が必要と認める事業」が10,474,000円367件となっております。

地域別では、町内個人及び団体・企業からの寄付が5,532,000円、町外団体・企業からの寄付は13,026,437円となっております。また、ふるさと納税返礼品制度を利用した寄付では、東京都が8,008,001円で406件と最多となっており、次いで神奈川県が2,772,000円で191件、町内を除いた北海道内からの2,612,100円で112件となっております。

2 基金の運用

平成27年度は知床羅臼まちづくり基金を運用し2つの事業を実施しております。

1つ目は「自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまち」に関する事業として、野生鳥獣対策フェンスの設置や電気柵の検証業務を市街地南側（本町の一部から緑町の一部）で実施いたしました。平成23年度より基金の一部を運用し事業を継続して実施しており、これまで北浜地区から相泊地区及び市街地北側（船見町の一部から栄町の一部）で事業を実施しております。

2つ目は「地域資源を活かした活力ある産業のまち」に関する事業として、しおかぜ公園横の北方領土返還啓発看板の補修を実施し、北方領土返還要求運動の一環として取り組みを展開しております。

今後も地域課題の解決に向け、基金の効果的な運用を図り事業を実施してまいります。



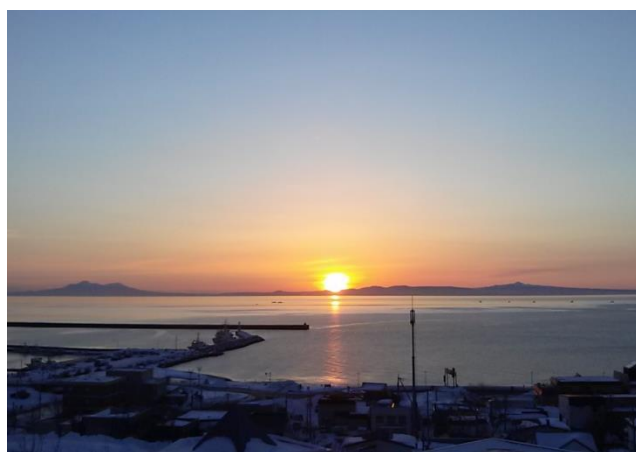
野生鳥獣対策電気柵



北方領土啓発看板

【基金の処分状況】

年 度	自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業	一人ひとりが輝ける地域医療保健、福祉、介護のまちに関する事業	地域産業を活かした活力ある産業のまちに関する事業
平成 22 年度	—	—	682,500 円 (啓発看板修繕)
平成 23 年度	3,120,255 円 (ヒグマ及びエゾシカ 侵入防止対策事業)	136,730,000 円 (診療所建設事業)	—
平成 24 年度	6,522,600 円 (ヒグマ及びエゾシカ 侵入防止対策事業)	—	—
平成 25 年度	5,660,760 円 (ヒグマ及びエゾシカ 侵入防止対策事業)	—	—
平成 26 年度	12,998,762 円 (ヒグマ及びエゾシカ 侵入防止対策事業)	—	—
平成 27 年度	11,697,623 円 (ヒグマ及びエゾシカ 侵入防止対策事業)	—	948,240 円 (啓発看板修繕)



3 寄付の受入れデータ

(平成27年度寄付の受入れデータ)

(単位：件数=件・金額=円)

	平成27年度	
	寄 付 額	件 数
地域産業を活かした活力ある産業のまちに関する事業	6,649,000	306
一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまちに関する事業	4,025,001	221
自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業	15,685,654	270
豊かな心身を育み、明日へとはばたくまちに関する事業	4,710,000	95
持続的な行財政運営ができるまちに関する事業	420,000	32
その他、目的達成のために町長が必要と認める事業	10,474,000	367
寄 付 合 計	41,963,655	1,291

(平成26年度以前の受入れデータ)

(単位：件数=件・金額=円)

	平成26年度以前	
	寄 付 額	件 数
地域産業を活かした活力ある産業のまちに関する事業	7,455,500	38
一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまちに関する事業	5,411,975	289
自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業	8,183,370	88
豊かな心身を育み、明日へとはばたくまちに関する事業	23,321,139	42
持続的な行財政運営ができるまちに関する事業	0	0
その他、目的達成のために町長が必要と認める事業	30,000	3
寄 付 合 計	44,401,984	460

(平成27年度寄付の詳細)

(単位：件数=件・金額=円)

	ふるさと納税 返礼品制度	件数	ふるさと納税 返礼品制度導入前	件数
地域資源を活かした活力ある産業のまちに関する事業	5,339,000	303	310,000	2
一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまちに関する事業	3,935,001	218	60,000	2
自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業	4,102,217	263	11,581,437	5
豊かな心身を育み、明日へとはばたくまちに関する事業	1,020,000	78	3,490,000	15
持続的な行財政運営ができるまちに関する事業	370,000	31	0	0
その他、目的達成のために町長が必要と認める事業	6,224,000	359	0	0
合計	20,990,218	1,252	15,441,437	24
	企業・町民等	件数	合計	件数
地域資源を活かした活力ある産業のまちに関する事業	1,000,000	1	6,649,000	306
一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまちに関する事業	30,000	1	4,025,001	221
自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業	2,000	2	15,685,654	270
豊かな心身を育み、明日へとはばたくまちに関する事業	200,000	2	4,710,000	95
持続的な行財政運営ができるまちに関する事業	50,000	1	420,000	32
その他、目的達成のために町長が必要と認める事業	4,250,000	8	10,474,000	367
合計	5,532,000	15	41,963,655	1,291

(平成27年度主な返礼品と申込件数)

(単位：件数=件・金額=円)

返礼品名	申込件数	金額
さけ醤油いくら	485	4,986,101
塩水うに	313	3,260,000
さけ醤油いくら・たらこ・明太子セット	133	1,370,000
天然羅臼昆布&塩水うにセット	100	2,000,000
知床羅臼産海水うに	94	1,870,000
知床羅臼産多羅子	87	920,001

上記のほか、昆布製品や海洋深層水、煮だこなど36商品(平成28年3月31日時点)



(個人の寄付者の方々)

(金額＝円)

氏名	住所	寄付金額
平田 莉子	北海道羅臼町	50,000
谷 誉祥	北海道羅臼町	30,000
佐々木 廣輝	北海道羅臼町	50,000
長岡 紀文	北海道羅臼町	50,000
高橋 力也	北海道羅臼町	100,000

(団体の寄付者の方々)

(金額＝円)

氏名	住所	寄付金額
高部電気株式会社	北海道中標津町	1,000,000
ダイキン工業株式会社	大阪府大阪市	11,250,000
(有)中谷漁業部	北海道羅臼町	1,000,000
北海道コカ・コーラ	北海道札幌市	306,437
羅臼ライオンズクラブ	北海道羅臼町	50,000
(有)菊地水産	北海道羅臼町	100,000
U A ゼンセン同盟	東京都千代田区	300,000
陶の会	北海道羅臼町	100,000
有限会社 和光	北海道中標津町	50,000
(株)マルナカ中西商店	北海道羅臼町	1,000,000
(株)デリシャスエーシー	大阪府富田林市	20,000

(注1) 寄付者について、氏名の公開を希望されていない方の掲載はしていません。

(注2) 個人の寄付者は、町内の方のみを掲載しております。

(注3) 住所は寄付者の住所となります。

4 寄付者からのメッセージ

北海道羅臼町（個人）

仕事の都合で羅臼町を離れることになりました。大変お世話になりました。

北海道羅臼町（団体）

新造祝いのお返しとして寄付させていただきました。

愛知県名古屋市（個人）

先日、家族旅行で羅臼町を訪れました。シャチに出会うことができ感動し寄付させていただきました。

滋賀県大津市（個人）

数年前より夏時期に一週間程度滞在しており、何かお礼がしたく寄付しました。

栃木県大田原市（個人）

1995年の夏に北海道を自転車で一周して、その時に羅臼町に立ち寄りました。当日は小雨が降っておりどこで寝ようかと思案していました。その時にちょうど国道沿いに学校があり、その軒先で雨宿りをしていたところ、中にいらした先生が部屋の中に入れて下さりました。その後お礼もせずじまいでしたので、この様な形で少しでも羅臼町にお役に立てればと考えています。

千葉県成田市（個人）

返品品をととても楽しみにしています。一度観光に訪れた事があります。雄大な自然に感動しました。

東京都渋谷区（個人）

お弁当のおかずにしたいと思っています。楽しみにしています。

千葉県船橋市（個人）

町の発展を祈ります。

羅臼昆布のうまさは、柴田理恵さんから教えていただきました。

宮崎県宮崎市（個人）

昨年羅臼を訪れて町の人たちが優しくしてくださいました。とても感謝しています。

5 基金の歩み

平成17年 4月26日	まちづくり講演会で、渡辺清氏（旧 NPO 法人ホームタウン・ドナー・クラブ）が『寄付による投票条例で個性的なまちをつくろう』と題して講演。町民約84名が参加。
平成17年 5月13日	羅臼町自立プラン検討委員会に、通称「寄付による投票条例」の設置について意見聴取。多数の委員から、早期に条例設置の意見が上がる。
平成17年 6月22日	議会に条例案を提案し、全会一致で可決。
平成17年 7月20日	全日空が社会貢献事業の一環として、ANAマイレージ会員に対して世界自然遺産・知床の保全事業のために寄付マイルの募集を始める。期間は8月31日までで、寄付額は28万円に達する。
平成17年10月13日	静岡県掛川市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察。
平成17年12月26日	寄付金が1千万円を超える。
平成18年 5月 9日	静岡県三島市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察。
平成18年 5月18日	東京都国分寺市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察。
平成19年 7月18日	埼玉県戸田市議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察。
平成20年 8月20日	寄付件数が200件に達する。
平成20年 9月22日	寄付金が5千万円を超える。
平成22年10月 7日	紋別郡興部町議会が知床・羅臼まちづくり基金について視察。
平成22年12月22日	寄付金が1億円を超える。
平成23年 2月25日	寄付件数が300件に達する。
平成23年 5月 6日	寄付人数が300人に達する。
平成23年 8月31日	ダイキン工業株式会社社会長が知床を訪れた際に、知床の自然に感銘を受け、この自然を保護したいという思いから寄付を申し込む。寄付額は500万円。
平成23年 8月31日	寄付金が1億5千万円を超える。
平成24年 7月 2日	知床らうす国民健康保険診療所が開設。
平成24年 7月20日	事業の種類に「中学校改築に関する事業」を追加する。
平成25年 4月22日	寄付件数が400件に達する。
平成26年 1月24日	寄付人数が400人に達する。
平成26年 6月30日	寄付金が2億円を超える。
平成27年12月 1日	ふるさと納税返礼品制度開始

知床羅臼まちづくり基金の概要

1 知床・羅臼まちづくり基金の目的

住民の方々や全国の羅臼ファンが寄付という形で、積極的にまちづくりに参加できることは、町の本来の姿です。住民参加型の地方自治を実現し、個性豊かな活力あるまちづくりを目的としています。

2 寄付の使い道

知床・羅臼まちづくり基金へ寄せられた寄付金は、基金として積み立てます。基金は必要に応じて取り崩し、6つの取り組みに使われます。

3 寄付の申し込み方

「寄付申込書」で寄付の使い道を指定し、お申し込み下さい。

(寄付の使い道の指定のない場合は、町長が使い道を決定します。)

- ・ 羅臼町役場担当窓口での申し込み
- ・ 電話、メール、FAX、郵送などでの申し込み

※役場よりパンフレット・専用の振込用紙等を送付致しますので、寄付金額、希望の返礼品、寄付金の使い道を記入しお申し込みください。

- ・ ふるさとチョイスなどインターネットからお申し込みの場合は、ガイドンスに従って、寄付金額、希望の返礼品、寄付金の使い道を選択しお申し込みください。お支払いは、クレジット決済、ドコモ口座、ゆうちょ銀行でのお支払いが可能です。

4 寄付金の額

- 1口5,000円を基本として、何口でも受け付けます。

※10,000円未満の寄付の方及び羅臼町内在住の方に返戻品はありませんのでご了承ください。

5 問い合わせ先

- 知床・羅臼まちづくり基金に関するお問い合わせは、羅臼町役場まちづくり課までお願い致します。

〒086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

TEL : 0153-87-2162 FAX : 0153-87-2916

E-mail : furusato.nozei@rausu-town.jp

- 知床・羅臼まちづくり基金については羅臼町のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.rausu-town.jp>

- ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」羅臼町ページ

<http://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/01694>

<政策メニューリスト>

平成27年12月1日より、ふるさと納税返礼品制度の取り組みを開始し、全国各地の皆様から心温かい寄付をいただいております。

今後も、羅臼の自然や産業、伝統文化や町民の人の温かさを守り続けていくため、次の6項目を大切な寄付の使い道として運用していきます。

～ 羅臼町の6つの取り組み ～

1. 地域資源を活かした活力ある産業のまちに関する事業

恵まれた自然環境を活かした基幹産業である漁業・観光業を守り、発展させていきます。

2. 一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまちに関する事業

医療・子育て支援・介護の充実を、住民や今後移住される方にも役立てます。

3. 自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまちに関する事業

世界自然遺産・知床をより良い形で後世に残すため、環境保全活動に取り組んでいます。

4. 豊かな心身を育み、明日へとはばたくまちに関する事業

町の次世代を担う子どもたちの教育や、先人たちが築いた文化を伝承する活動を行います。

5. 持続的な行財政運営ができるまちに関する事業

自然環境や漁業資源を守り続けるため、持続的で安定的な行財政運営を目指します。

6. その他目的達成のために町長が必要と認める事業

その他の地域課題の解決や目的達成のため、町長が必要と認める事業を推進します。



知床羅臼まちづくり寄付条例及び施行規則

1 知床・羅臼まちづくり寄付条例

平成 17 年 6 月 23 日

条例第 32 号

(目的)

第 1 条 寄付金を財源として、寄付者の社会的投資を具体化することにより、寄付を通じた住民参加型の地方自治を実現し、個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(基金の設置)

第 2 条 寄付者から收受した寄付金を適正に管理運営するため、知床・羅臼まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算で定める額とする。

(寄付金の使途指定等)

第 4 条 寄付者は、自らの寄付金を町長が別に定める事業のうち何れに充てるかを予め指定できるものとする。

2 寄付金のうち前項の指定がないものについては、諸般の事情を勘案して、町長が前項の寄付金の使途に係る指定を行うものとする。また、必要がある場合には当該指定を変更できるものとする。

3 町長は、基金の積み立て、管理及び処分その他の基金の運用に当っては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金の管理)

第 5 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第 6 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第 7 条 基金は、第 1 条に掲げる目的のため、町長が別に定める事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用)

第 8 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 1 月 6 日条例第 21 号)

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

2 知床・羅臼まちづくり寄付条例施行規則

平成 17 年 6 月 23 日

規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、知床・羅臼まちづくり寄付条例（平成 17 年条例第 32 号。以下「条例」という。）に基づき、基金の積み立て、管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の受入れ)

第 2 条 条例第 3 条に規定する寄付金（以下「寄付金」という。）の受入れは、随時行うものとする。

2 寄付金は、寄付申込書（寄付採納願）（様式第 1 号）または募集により受け付けるものとする。

(事業の種類)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項及び第 7 条に規定する町長が定める事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 「地域資源を活かした活力ある産業のまち」に関する事業
- (2) 「一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまち」に関する事業
- (3) 「自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまち」に関する事業
- (4) 「豊かな心身を育み、明日へとはばたくまち」に関する事業
- (5) 「持続的な行財政運営ができるまち」に関する事業
- (6) その他目的達成のため、町長が必要と認める事業

(寄付金台帳の作成)

第 4 条 寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳（様式第 2 号）を整備するものとする。

(寄付金の額)

第 5 条 寄付金は、1 口 5 千円とする。ただし、町長が認める場合は、この限りではない。

(事業の報告)

第 6 条 町長は、毎年度半期と通期の運用状況について、町広報及びホームページにて報告しなければならない。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 20 日規則第 12 号)

この規則は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。